

## 令和2年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年6月3日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 今井 英昭	6番 森澤 文王
7番 今井 清	8番 村田 桂子	9番 田中 三江
10番 滝沢寿美雄	11番 榎本 真弓	12番 森本 信明

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 市川正彦	建設環境課長 篠原英男	農林課長 櫻井 豊
観光課長 今井一行	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

1. 会議録署名議員の指名

1番 今井 健児
2番 芝間 教男

散会 午後2時17分

(午前10時00分 開会)

**議長（森本信明君）** おはようございます。本日から6月定例会が始まりますが、議員各位には会期期間中、ご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

なお、夏季における軽装、いわゆるクールビズの取組により、上着やネクタイの着脱については各人にお任せをいたします。また、マスクの着用をお願いします。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラから町長の招集の挨拶までの撮影、広報たてしなの取材撮影、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してありますので、ご了承願ひます。なお、本会議の一部においては、蓼科ケーブルビジョンで生放送も行いますので、ご承知ください。

定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回立科町議会定例会を開会します。

これから本日6月3日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は、理事者、関係課長です。

報告します。森澤文王議員より所要により遅刻の届け出が出ておりますので、報告いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（森本信明君）** 日程第1 会議録署名議員の指名を、議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番議員、今井健児君、2番議員、芝間教男君を指名します。

#### ◎日程第2 会期の決定

**議長（森本信明君）** 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、田中三江議会運営委員長より報告願ひます。

田中三江議会運営委員長、登壇の上、報告願ひます。

#### 〈9番 田中 三江君 登壇〉

**9番（田中三江君）** 議会運営委員長の田中です。会期の検討結果について、ご報告をいたします。

会期につきましては、5月20日、議会運営委員会を開催し、令和2年第2回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は本日から6月12日までの10日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

**議長（森本信明君）** お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会

期は、本日から6月12日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月12日までの10日間と決定しました。

会期日程の説明をお願いします。

羽場事務局長。

**議会事務局長（羽場雅敏君）** 本定例会の会期日程を、議会運営委員会の検討結果に基づき、説明いたします。

本日6月3日は、会期の決定、町長招集の挨拶、諸般の報告、議案の上程、提案説明を行います。本会議終了後、議場において全員協議会を開催します。全員協議会終了後、第1委員会室において議会だより編集委員会を開催します。

2日目、4日は、午前10時に開会し、議案の質疑を行います。質疑終了後、各常任委員会に議案の付託を行います。本会議終了後、第1委員会室において、土地開発公社理事会を開催します。

3日目、5日は、午前10時に開会し、一般質問を行います。

4日目、6日、5日目、7日は休会です。

6日目、8日は、予備日です。

7日目、9日は、午前9時から第1委員会室において社会文教建設常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

8日目、10日は、午前9時から第1委員会室において総務経済常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

9日目、11日は予備日です。

10日目、12日は、午後1時30分に開会し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、議案の採決などを行い、閉会とします。本会議終了後、議場において全員協議会を開催します。

以上です。

### ◎日程第3 町長招集の挨拶

**議長（森本信明君）** 日程第3 町長招集の挨拶。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** おはようございます。木々の緑の深まりとともに、初夏のさわやかな季節を迎えた中、本日ここに令和2年第2回立科町議会定例会を招集しましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

昨年の台風で被災を受けた農業用施設や水田の復旧工事は、仮復旧箇所も含め、発

注した工事箇所が完了し、春の仕付けに間に合わせることができました。改めて、関係機関の皆様へ感謝を申し上げます。しかしながら、大きな被災を受けた水田や畑地、橋梁等、まだまだ復旧しなければならない工事箇所がございます。引き続き対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、4月7日に7都府県に緊急事態宣言が発令され、その後、感染が各地に広がり、4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大いたしました。当町では、3月以降、臨時休業が続く小中学校について、佐久地域など関係市町と足並みをそろえる形で、休業を5月10日まで延長しました。5月11日からは分散登校、5月29日からは通常登校となり、心配な一面はありますが、子供たちも保護者の皆さんもひとまず安堵したのではないのでしょうか。保育園も5月末までは登園自粛の協力等もいただきながら、密集を避けた対策が取られ、6月からは通常保育を再開しました。今後とも、手洗いや換気等を励行しながら、立科の子供たちが健康で、登園・登校が続けられることを願っております。

休業や外出自粛など、お子さんのいるご家庭をはじめ、町民皆さんが物心両面にわたり大変な日々が続いていたことと思います。国では、特別定額給付金10万円と児童手当受給の子育て世帯対象に臨時特別給付金を児童1人につき1万円支給。町独自の支援策として、ゼロ歳から高校3年生までの子育て世帯への支援金として1世帯当たり2万円を支給。また、全町民を対象に生活支援金として、町民1人につき1万円を支給。そして、県外で暮らす学生の皆さんには、ふるさと立科の味を思い出してほしいとの思いから、お米とリンゴジュース・ニンジンジュースのセットを希望者に配送しております。

また、事業者向け経済対策では、県・市町村連携の拡大防止協力金企業等特別支援事業として、自粛要請に協力した事業者へ30万円。町独自支援として、経済状況が悪化している事業者へ10万円を支給。その他、即効性ある対策として、町内限定の飲食商品券や長野県民限定の宿泊施設等割引商品券など、飲食店や宿泊業への支援を順次進めております。

コロナ感染の終息を図っていくためには、治療薬やワクチンの開発、普及が不可欠とも言われていますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組と外出自粛対策の緩和による社会経済活動との両立を实践する行動原則として、新しい生活様式への移行を促進していくためには、組織的な取組はもちろん必要ですが、一人一人の心がけが何よりも重要と考えます。

次に、4月以降の令和2年度主要事業の推進状況について、申し上げます。

まず、役場庁舎にエレベーターを設置する事業につきましては、現在、設計業務委託しており、早期の完成を目指し、鋭意進めているところであります。また、テレワーク事業の強化と働き方改革や、移住促進に向けた取組を推進するための広告物委託事業の推進も図っております。農林関係では、ため池のハザードマップを計画どおり年

度内作成の予定であり、繰越し事業の蟹窪地区の農道新設・拡幅改良事業は、測量設計や地元説明会を経て、秋口には工事着手の予定であります。観光関係では、観光地2か所のトイレ改修工事が発注され、スキーシーズン前には完了・完成する予定であります。また、本年度の総合防災訓練につきましては、新型コロナウイルス感染防止策を取り入れた防災訓練などを念頭に計画してまいりたいと考えております。

コロナ一色の毎日ではありますが、近年は、地球温暖化に起因すると思われる災害等が世界各地で頻繁に発生しており、気候変動は世界中の人々の共通の課題になっています。地球温暖化が注目され始めた1970年代以降においても、二酸化炭素排出量は増加し続けている現状下であります。温室効果ガスの継続的な排出により、人々の生活や生態系などに深刻な影響が生じる可能性が高まっており、まさに異常事態であります。

私はここに、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言をいたします。立科町は、今日まで進めてきたクリーンエネルギー施策や生ゴミ等の減量化、森林整備などの取組を継続しながら、今後、さらなる再生可能エネルギーの普及や、森林環境贈与税などの活用も図り、カーボンゼロを目指して、CO<sub>2</sub>削減に努めてまいります。

最後に、緊急事態宣言が全て解除となりましたが、市場経済が好転するまでには、しばらく時間を要するかと思います。そうした中、厳しい経営を強いられている事業者皆様や生活不安を抱えている町民皆様に寄り添い、共にこの難局を乗り越えたいとの思いから、7月から12月までの6か月間、町長の給料月額10%を減額。副町長、教育長も5%を同期間に減額します。この関連条例案を、今定例会の最終日に提出する予定であります。

また、職員の交通違反等の事案に対する行政トップの管理・監督責任に鑑みて、死亡事故を起こした職員の懲戒処分が出た段階で、自身の処分問題も含め、ご報告を改めてさせていただきます。そして、このたび、町の大切な職員が突然亡くなるという悲報を、町民皆様にお伝えしなければなりません。死亡原因が分からない中で、私たちも困惑しているのが実情であります。ここに謹んで哀悼の誠を捧げ、ご冥福をお祈りいたします。

まだまだ、新型コロナウイルス感染症が終結したわけではありません。町民皆様とともに新たな生活様式を取り入れた町づくりを目指し、町政運営に当たっていくことをここにお誓い申し上げ、招集の挨拶といたします。

続いて、3月定例会で報告した以降の主な町長諸般の報告をいたします。

議員皆様方のお手元にもご配付をしてあるかと思います。この中で、多少割愛させていただく部分もあるかと思いますが、ご了承をお願いいたします。

3月12日、浅間山麓こもろ医療センター運営委員会が開催され、出席をし、コロナ拡大防止関係が中心の会議となりました。

16日、松本・佐久地域高規格道路建設促進期成同盟会国要望は、コロナ対策を取り

ながら、東京に要望に行ってまいりました。

3月17日、立科小学校卒業式、18日、立科中学校卒業式、そして24日、たてしな保育園卒園式、いずれも新型コロナウイルス対策を取り、最小人員での開催となりました。ここに、施行した卒業式、そしてまた卒園式の執行に対してのご報告をさせていただきます。

また、25日、北佐久郡行政連絡協議会定例会が開催され、次年度、立科町が当番町となることで最終的な確認がされたところであります。

4月に移りまして、4月2日、たてしな保育園入園式、また4日には午前立科小学校入学式、午後中学校の入学式、いずれも卒業式同様、最小人員による式の式典となりました。

また、14日午前、議会全員協議会が開催され、引き続いて午後、議会運営委員会、また第2回臨時会が開催されました。この関係につきましても、コロナ経済対策が中心の会議となったわけでございます。

24日、新型コロナウイルス感染症拡大防止町内広報活動、また3月1日、同様の広報活動になりました2日間におきましては、私自身が町内の回り、外出自粛を呼びかけたところでございます。

また、12日の議会定例の全員協議会、引き続きの議会運営委員会、第3回臨時会、この1日にわたる議会の関係につきましても、コロナ対策を中心とした議会となり、説明をしたところでございます。

14日の細久保山の神の芦田財産区主催によります祭典につきましても、神事のみで開催となり、いずれも人員を絞った祭典となりました。同日の立科町公の施設指定管理者候補団体選定委員会につきましても、索道事業に関わる諮問をしたところでございます。

以下、5月20日にも議会の関係の運営委員会、あるいはそのほか、それぞれの一般事務組合、そしてまた広域議会等、こういった関係も開かれておりますけれども、本日の中での報告は省略をさせていただきます。なお、議員皆様にご配付してある報告書の右側のところに掲載をしております、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況も一覧にしております。これにつきましては、当初から2月26日から進めております任意の本部会議、これが計8回、そして4月7日の緊急事態宣言以降の、いわゆる法定での本部会議につきましては4月8日以降5月15日まで10回、計18回の本部会議を開催しているところでございます。これらにつきましても、それぞれ議員皆様方にその都度お伝えをしておりますところでございます。

以上が主な町長諸般の報告でございます。

続きまして、本会議に上程しております議案の概要を申し上げます。

提出しております案件は、条例改正7件、補正予算4件、専決処分の承認を求めるもの1件、報告4件です。なお、最終日に農業委員選任の人事案件を追加提案する予

定であります。

初めに、議案第31号の条例改正は、令和元年11月に給与法の一部が改正され、俸給月額が改正されたことに伴うものでございます。

議案第32号の条例改正は、新型コロナウイルス感染症対策に関わる法律の改正に伴うものでございます。

議案第33号の条例改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正されたことに伴うものでございます。

議案第34号の条例改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律の一部が改正されたことに伴うものでございます。

議案第35号の条例改正は、新型コロナウイルス感染症により、感染または感染が疑われる被用者に対する傷病手当金の支給を行うための条例改正です。

議案第36号の条例改正につきましても、後期高齢者医療保険における傷病手当金の支給を行うための条例改正です。

議案第37号の条例改正は、介護保険法施行令の一部改正により、低所得者の保険料軽減強化が図られ、平成31年度から令和2年度までの第1号被保険者の保険料を一部の保険料段階において軽減するための改正であります。

議案第38号、条例、すいません。議案第38号、令和2年度一般会計補正予算（第3号）につきましては、規定予算に歳入歳出それぞれ8,395万6,000円を増額し、総額を52億7,365万6,000円とするものでございます。主な内容は、総務費ではコミュニティー助成事業による大型優遇整備補助金、地方創生推進事業でテレワーク事業強化に関わる委託料、戸籍システム等改修等でございます。

農林水産事業費では、ワイン用ブドウ栽培奨励事業補助金、観光地等森林整備委託料等土木費では、牛鹿川の河畔林整備事業、教育費では、交付金の交付決定に伴い、小中学校の職員室等への空調設備設置工事費、災害復旧費では、運動公園西側のり面復旧工事費等を計上いたしました。

その他、4月の機構改革及び人事異動に伴う人件費等、所要の補正をいたしました。

議案第39号、令和2年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、条例改正に併せて傷病手当金の計上、過年度分の保険納付費等交付金の返還金が主なものです。

議案第40号、令和2年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う人件費等の補正が主なものです。

議案第41号、令和2年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う人件費のほか、資本的支出で下村橋水管橋修復工事費の追加補正が主なものです。

また、専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月30日及び令和2年3月31日付で専決処分をし、その承認を求めるもの10

件、報告は地方自治法第180条第1項によるもの1件のほか、令和元年度一般会計、下水道事業特別会計、水道事業会計に関わる繰越明許費の報告3件であります。

提案いたします案件につきましては、それぞれ担当課長から説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、私からの報告を終わります。

#### ◎日程第4 議会諸報告

**議長（森本信明君）** 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配布しました議長諸般の報告をもって、報告とします。

次に、今井清総務経済常任委員長、報告はありますか。

**7番（今井 清君）** 特にございませぬ。

**議長（森本信明君）** 次に、今井健児社会文教建設副常任委員長、報告はありますか。

**1番（今井健児君）** 特にありません。

**議長（森本信明君）** これで、議会諸報告を終わります。

#### ◎日程第5 承認第1号～日程6 議案第30号

**議長（森本信明君）** 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更）及び日程第6 議案第30号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、を一括議題とします。

本件及び本案について、提案理由の説明を求めます。

齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美 登壇〉

**総務課長（齊藤明美君）** 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

本日提出。

立科町長。

今回の内容につきましては、令和2年3月31日をもって、麻積村筑北村学校組合が解散することにつきまして、共同設置する長野県町村公平委員会からの脱退が認められたため、規約から同組合を削除することについて、3月31日付で専決処分をしたものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、承認いただけますようお願い申し上げます。

げます。

続きまして、議案第30号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、令和2年6月30日をもって東筑摩郡筑北保健衛生施設組合が脱退することを認め、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

本日提出。

立科町長。

2面をお願いいたします。

長野県内の町村一部事務組合及び広域連合など、合わせて55の団体で共同設置しております長野県公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約となります。

別表から、東筑摩郡筑北保健衛生施設組合を削除するものです。

施行期日は、7月1日でございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**議長（森本信明君）** これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更）の質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

8番、村田君。

**8番（村田桂子君）** それぞれ解散するということと脱退するということ、文字どおり事実だけを述べられたわけですが、まず麻績村筑北村学校組合が解散するということは合併に伴うものなんでしょうか。その理由をお聞かせください。

また、議案30号についても脱退するということがありました、その背景をお聞かせください。

**議長（森本信明君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** お答えいたします。こちらにつきましては、公平委員会を組織しております一部事務組合でございますけれども、そちらの一部事務組合の設置目的が終了したということで、それぞれ脱退の申出がありまして、構成市町で、失礼いたしました。構成町村でそれを認めたということで、今回ご報告、またこれからの7月1日以降の部分につきましては、議決を求めるものでございます。いずれにいたしましても、まず承認第1号の部分につきましては、学校組合がそれぞれ解散をしたという事実でございます。

また、議案第31号につきましては、東筑摩郡筑北保健衛生施設組合につきましては、すいません、クリーンセンターの運営をしていたものでございますので、そちらの目的が廃止されたということで理解をしております。

以上です。

議長（森本信明君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更）の採決をします。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更）は、承認されました。

続いて、議案第30号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、可決されました。

#### ◎日程第7 承認第2号

議長（森本信明君） 日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（立科町町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美 登壇〉



課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録がされている個人が死亡している場合における当該土地または家屋を所有している者を現所有者といい、現所有者に現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日までに各号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出することを規定します。

第75条は、文言等の整理をいたしました。

第94条第2項では、たばこ税の課税標準について、1本当たり0.7グラム未満の軽量な葉巻たばこにかかる紙巻きたばこの本数への換算については、0.7本とする旨の法改正に伴う改正であり、施行期日は令和2年10月から2段階で見直しとなります。

第96条関係は、法改正に合わせた改正であり、たばこ税の課税免除の適用に当たっての必要な手続について簡素化が図られる内容でございます。

以下、附則の改正内容につきましては、法改正に合わせた改正や、条項ずれ、元号の改正に伴う整理をいたしました。

第2条については、令和4年4月1日施行期日分として、第19条、第20条、第23条、失礼いたしました。第23条、第31条、第48条、第50条、第52条関係につきましては、法改正に合わせた改正、項ずれの整理をし、第94条関係は令和2年度改正分の、先ほど第1条で説明をいたしましたたばこ税の課税標準の見直しの第2段階目の改正となり、令和3年10月1日施行分となります。1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算については1本と改めます。

第3条は、平成31年改正の町税条例の一部改正条例の一部改正となります。内容につきましては、元号の改正に伴う改め分でございます。附則第1条では、本則1条及び2条による改正の施行期日を定め、府則第2条から第7条までは、それぞれ改正に伴う経過措置でございます。附則第8条は、平成27年の改正条例について、附則第9条は平成28年の改正条例について、附則第10条は、平成29年の改正条例について、附則第11条は、平成30年の改正条例について、それぞれ改元に伴う所要の改正でございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

**議長（森本信明君）** これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田君。

**8番（村田桂子君）** 第1条関係で、所有者不明な場合についての改正についてお伺いします。まず、所有者が誰かということが、探索を尽くしても、なお分からないときは、使用者を所有者とみなして課税をするということだったんですが、そうするとこれまでその土地が大体立科に何件ぐらいあって、またそのところは課税はされなかったんでしょうか。その現況についてお聞かせください。

そして、探索尽くしてもなお所有者が分からなくなったということ、その使用者に通知しなければ、その3か月以内に名乗り出ることにはできないわけなので、その所

有者がいないということを確定したということをちゃんと伝えるということはやってから、やらなければ申告できないわけなんです。そこら辺の手続はどうされるんでしょうか。

議長（森本信明君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 現在の件数につきましては、把握はしてございませんが、ほとんどの固定資産税、課税に伴うものにつきましては、相続人また相続人の代表者を設定しておりまして、そちら申告によりまして、そちらに課税をしている状況でございます。

ですので、今回のケースが、どれほど今後確認されるかということにつきましては、現状では把握はできない状況でございます。この改正された後に、そのようなケースが出てきた場合につきましては、このような体制を取らせていただくという改正になっております。

以上でございます。

議長（森本信明君） ほかに質疑ありませんか。

8番（村田桂子君） もう1つ、所有者が確認できなかったということを伝えなければという事なんですけど、それはそうではないということでもいいですか。

議長（森本信明君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 現在におきましては、相続人さん、全て調査をしておりまして、そちらの相続人代表者の皆様方に申告をしていただく等々の手続を取っておりますので、こちらにつきましては、状況につきましては把握はしてございませんけれども、ほぼないのではないかなと承知はしております。

以上です。

議長（森本信明君） ほかにありませんか。

〔（なし）の声あり〕

議長（森本信明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

議長（森本信明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（立科町町税条例等の一部を改正する条例）の採決をします。

お謀りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

議長（森本信明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（立科町町税条例等の一部を改正する条例）は、承認されました。

◎日程第8 承認第3号

議長（森本信明君） 日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（立科町

国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

**総務課長(齊藤明美君)** 承認第3号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年3月31日付で、地方税法等の一部を改正する法律、その他関係する政令及び省令が交付されたことにより、国民健康保険税条例の改正を行うものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。本日提出、立科町長。

市町村が行う国民健康保険の保険税の賦課額に関する基準等については、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直すとともに、社会動向等を踏まえ、保険税軽減の対象世帯に係る所得判定基準の見直しなど、税制改正がされております。これにより、第2条では、基礎課税額に係る課税限度額を現行61万円のを63万円に引き上げ、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行16万円のを17万円に引き上げます。

第23条では、第2条の改正に伴う限度額の改正のほか、軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を見直すものでございます。第2号では、5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の算定において、被保険者数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円に引き上げ、第3号では2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の算定において、被保険者数に乗すべき金額を51万円から52万円に引き上げるものです。附則第4項及び第5項は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されたため、条項を追加するものでございます。

なお、この改正により国民健康保険税課税への影響につきましては、課税限度額の引き上げによるものが7世帯、5割軽減の拡充が8世帯、2割軽減の拡充がゼロ世帯と見込まれておりますが、国民健康保険税の調定額につきましては6万1,000円ほどの減額となる見込みでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

**議長(森本信明君)** これから、質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

**議長(森本信明君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

**議長(森本信明君)** 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

**議長（森本信明君）** 異議なしと認めます。したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

◎日程第9 承認第4号

**議長（森本信明君）** 日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度立科町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

**総務課長（齊藤明美君）** 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度立科町一般会計補正予算（第7号））について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3号の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。本日提出、立科町長。

補正予算書1ページをご覧ください。

令和元年度立科町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,414万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ51億9,199万3,000円とするものでございます。令和2年3月31日付専決でございます。

2ページから6ページは、第1表歳入歳出予算補正の款項の内容です。

7ページ、第2表繰越明許費補正は、2款総務費移住定住促進事業の新築住宅補助金を50万円、10款災害復旧費では、強い農業担い手づくり総合支援交付金事業補助金で1,821万2,000円、合計1,871万2,000円を追加し、変更では5事業を明示したものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表地方債補正は、事業費の確定により限度額の補正を行いました。

9ページ、10ページは、歳入歳出予算、事項別明細書の総括となります。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款町税では、1項町民税で個人町民税1,300万円、法人町民税500万円を実績見込みにより増額補正をいたしました。

2款地方贈与税から14ページの12款交通安全対策特別交付金までは、交付額の確定による補正となっております。

戻りまして10款地方交付税の特別交付税につきましては、3月交付分の額の確定に

より1億2,261万円の増額となりました。

13款分担金及び負担金、14款使用料及び手数料は、それぞれ実績による補正となっております。

16ページ、お願いいたします。

下段国庫支出金から、20ページ上段、16款県支出金までは、それぞれの事業実績に伴う補正となっております。

20ページお願いいたします。

下段17款財産収入1項財産運用収入は、別荘等貸付け普通賃貸料、別荘等更新料利子の確定によるもの、2項財産売払い収入は、砕石等売払い収入の実績に伴う補正です。

18款寄付金1目総務費寄付金は、女神湖畔の施設の取壊し費用として、区分所有者からの寄附金及びふるさと寄附金は2月、3月分の実績、2目教育費寄附金につきましても、それぞれ実績によるものでございます。

19款繰入金は、基金に積み立てたふるさと寄附金を基金から繰り入れ、それぞれの事業に充当をいたしました。

22ページ、21款諸収入は、それぞれ実績に伴う補正でございます。

23ページ、22款町債では、借入れ額の確定に伴う補正です。

また、観光施設災害復旧事業債は、当初、町単独事業を見込んでおりましたクロスカントリーコース及び立科園地施設災害復旧事業につきまして、起債対象となったための計上となります。

24ページからは歳出となります。

事業実績に伴い、減額補正が主になりますので、主なものを説明をいたします。

2款総務費1項1目一般管理費は、佐久広域連合の負担金確定による減額でございます。3目財産管理費では、ふるさと寄附金の基金への積立て11万4,000円、その他目的基金積立金92万3,000円は、女神湖畔の施設の取壊し費用として区分所有者からの寄附金及び町から同額の積立てが主なものでございます。5目企画費は、主に事業費確定によるものです。8目地域情報通信費では、ケーブル等故障時の対応用修繕費について事案が少なかったための減額となります。2項町税費から27ページ、4項選挙費までは、財源内訳の補正となります。5項統計調査費は実績によるものでございます。28ページ、7項コミュニティー費では、1目コミュニティー施設管理費で、権現の湯及びテレワークセンターの管理運営費の実績による減額です。

3款民生費1項社会福祉費では、国民健康保険特別会計の繰出金の確定で166万円の増額、2目障がい者福祉費、3目福祉医療費。30ページ、7目プレミアム付商品券事業費につきましては、事業実績によるものでございます。

31ページ、2項児童福祉費3目保育所費は、実績により臨時職員賃金の減額のほか、児童保育委託料16万円の増額は、2月、3月の町外認定こども園の入所1名分に係る

追加でございます。

32ページ、33ページ、3項高齢者福祉費は、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の繰出金の確定により、510万円の減額及び居宅介護支援事業費等の各種事業の実績に伴う減額でございます。

34ページ、5項災害復旧費は、3件分の実績により50万1,000円の減額と、貸付けは実績がございませんでしたので皆減となります。

35ページ、4款衛生費1項衛星管理費2項予防費3項母子保健費。

36ページ、2項製造費は事業実績により減額となります。

37ページ、5款1項農業費から39ページ3項土地改良費までは、事業実績に伴う減額でございます。

39ページ、下段から40ページ、6款商工費2項観光費は、財源内訳の補正のほか、2目観光振興費で負担金408万5,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策として、3月20日以降の宿泊パック券及びレンタルパック券料金を町が負担し、誘客促進を図ることで、関連事業者の支援を緊急的に実施したもので、実績は宿泊パック券831件、レンタルパック券583件分でございます。

7款土木費につきましては、事業費確定による減額です。

42ページ、8款消防費は、4目防災費でブロック塀等除去事業補助金の皆減等事業実績による減額です。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費で、蓼科高校通学車両運行補助金を実績により94万3,000円減額ほか財源内訳の補正となります。

45ページ、10款災害復旧費は、今年度災害復旧事業費の確定に伴う減額及び財源内訳の補正となります。

12款予備費は2億2,012万7,000円を増額し4億958万8,000円とします。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

**議長（森本信明君）** これから質疑を行います。質疑がある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田君。

**8番（村田桂子君）** 質問します。まず、11ページの歳入のところですが、町税が個人と法人、それぞれ増額補正されています。実際はコロナで1月以降業績もいろんなことも悪くなったんじゃないかと思ったんですけど、これ増額補正、よっぽど低く見込んであったということでしょうか。まずこれ1点伺います。

3つまでいいですか、1個ずつがいいです、質問は。

**議長（森本信明君）** 質問事項だけ上げて、順次答弁いただきます。質問事項。

**8番（村田桂子君）** まだいいですか。

**議長（森本信明君）** はい。

**8番（村田桂子君）** 42ページの蓼高のバス代の、これまた減額補正なんですけど、94万

3,000円ということなんですけど、これはあれですか、3月以降高校なんかも、小中学校なんかは授業を中止にしたりしたわけですけど、この影響によるということなんでしょうか。これ、実績としてどのように見込んだところを、3月以降の通学ができなくなった休校措置に伴うものなのか、そこら辺の説明をお願いします。

最後にちょっと私の不勉強で申し訳ないんですけど、別荘からの寄附金があった場合、同額を積み立てるといってお話があったんですけど、この説明、もう少し詳しくお願いできないでしょうか。

**議長（森本信明君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** まず1点目、11ページの歳入町税の歳入の関係でございますけれども、こちらの課税につきましては、個人につきましては、平成30年分の所得に係るものが、令和元年度に翌年課税として計算をさせていただいてございます。コロナの影響につきましては、こちらには反映にはなってございません。

また、最終の専決によりまして増額補正ということでございますけれども、こちらにつきましては、年度当初にはある程度、前年等の実績に鑑みまして、徴収率等も含め、予算計上しているものでございまして、実績につきましては、年度の最終で確定をさせていただいているものでございます。

また、法人税につきましても、あくまでも申告納付ということでございますので、それぞれの事業主からの申告に基づいた結果が、このように最終時点では500万円増加になったということでございます。コロナの影響につきましては、今後納付猶予等の制度がございますので、令和2年度以降で影響するのかなと思っておりますので、以上でございます。

**議長（森本信明君）** 続いて、蓼高の関係、市川教育次長。

**教育次長（市川正彦君）** 通学バスの運行補助金の減ということでございます。これについては、学校の休校等も影響があったのかということでございますが、高校自体は3月に入ってから春休みに入りますので、それほどコロナウイルスによる休校の影響というのにはあつたとは考えておりません。

蓼高のバス補助金につきましては、蓼科高校育成会の会計のほうに補助金として出しております。この中で、町の補助金とそれから実際の運賃収入、それから実際にかかった運行経費、これを1年間決算かけまして、余った金額をまた補助金の方に返還したと、こういうことでございます。

以上です。

**議長（森本信明君）** 4点目の別荘の寄附金の取り扱いについて、齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** 別荘の寄附金の関係でございますけれども、これにつきましては、今までも経過の中で説明をさせていただいてきております。この寄附金の内容につきましても、例年ご説明をさせていただいてございますので、この場での説明は大変簡潔に説明できない部分もございますが、いずれにいたしましても、こちら白樺高原環

境整備基金を設定してございまして、女神湖畔にございます区分所有者が多数ございました町有地に建ててあります施設を、町が所有権移動して町の所有になった経過の中で、区分所有者からその解体費に係る部分半分を寄附をいただいて、またそちらの半分については、立科町のほうからも所有者という形で積立てを行って、いずれは解体をしていかなければいけないということを想定しまして、基金に積み立てているものでございますので、このような手続をさせていただいております。

以上です。

議長（森本信明君） ほかに質疑はありませんか。11番、榎本君。

11番（榎本真弓君） 11番、榎本です。23ページの町債のところですけども、観光施設災害復旧事業債、これが災害の対象になったんですか。起債対象になったという説明でしたけれど、これによって、立科町にとってはどのような利点になるのか、その説明をお願いします。

議長（森本信明君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 具体的にはちょっと資料を持ち合わせてございませんけれども、起債対象となることについては、町単独で行う事業と異なりまして、後年度において起債対象にしたことにつきまして、交付税の措置ですとか、また後年度平準化して返済をするような起債のメリットがございますので、そのような形になるかと思えます。

以上です。

議長（森本信明君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

議長（森本信明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

議長（森本信明君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度立科町一般会計補正予算（第7号））の採決をします。

お諮りします。本件は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

議長（森本信明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度立科町一般会計補正予算（第7号））は、承認することに決定しました。

ここで、暫時休憩とします。再開は11時30分からです。

（午前11時21分 休憩）

（午前11時31分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り議事を再開します。

◎日程第10 承認第5号～日程第12 承認第7号

**議長（森本信明君）** 日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、令和元年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、日程第12 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、令和元年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原義行君 登壇〉

**町民課長（荻原義行君）** 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同上第3項の規定により報告し承認を求めるものです。

本日、提出、立科町長でございます。

補正予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,572万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億801万7,000円とするものです。

2ページ3ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。

4ページ5ページは、歳入歳出予算事項別明細書となります。失礼しました。4ページのみでございます。

次に、5ページをご覧ください。

歳入になります。このうち1款1項国民健康保険税は、決算見込みにより1目一般被保険者国民健康保険税で1,314万1,000円の増、2目退職被保険者国民健康保険税で83万8,000円の減額補正です。退職被保険者は、後期高齢者への移行によりまして、年度末で対象者がゼロとなりました。

6ページをご覧ください。

3款県支出金2項県補助金1目保険給付費交付金は、普通交付金で療養給付費等の確定によりまして、4,157万5,000円の減、特別交付金で特定健康診査等負担金等の確定により157万9,000円の増額です。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金は、実績によりまして165万9,000円の増額です。2項1目国民健康保険支払準備基金繰入金は、1,980万8,000円の減額で、歳出の補正にあわせて調整したものです。この基金は2,000万円取り崩すことにより、年度末残高は1億40万円余りとなります。

8款国庫支出金2項国庫補助金3目その他補助金は、社会保障番号制度システム整備費補助金等の決定により、10万円の増額。6目災害臨時特例補助金は、台風19号

災害により床上浸水3世帯の医療費患者負担分免除相当として、1万4,000円の増額です。

8ページからをご覧ください。歳出となります。

1款1項1目一般管理費は、実績により27万3,000円の減額、1款2項徴税费及び3項運営協議会費は、ともに財源内訳の補正です。

9ページから、2款保険給付費は実績による補正となります。

1項1目一般被保険者療養給付費は3,186万9,000円の減、2目退職被保険者等療養給付費は57万4,000円の減、3目一般被保険者療養費は63万7,000円の減、4目退職被保険者等療養費は35万円の減です。

2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は635万円の減、2目退職被保険者等高額療養費は100万円の減、3目一般被保険者高額介護合算療養費は23万8,000円の減、4目退職被保険者等高額介護合算療養費は25万円の減です。

4項1目出産育児一時金は126万円の減、出生数は2人でした。

5項1目葬祭費は40万円の減額、死亡者数は13人でした。

12ページ、3項国民健康保険事業費納付金は、財源内訳の変更、4款保健事業費も実績による減額です。

1項1目特定健康診査等事業費は98万1,000円の減、2項1目保健衛生普及費は63万7,000円の減です。

6款1項償還金及び還付加算金も実績により5万円の減額、14ページ予備費は調整により85万9,000円の減額です。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同上第3項の規定により報告し承認を求めるものです。

本日、提出、立科町長。

補正予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,114万6,000円とするものです。

令和2年3月31日専決です。

この専決処分につきましても、事業実績に伴う補正でございます。この会計につきましても、長野県後期高齢者医療広域連合で医療給付及び保険料の賦課を行い、市町村からは賦課された保険料を納付金として広域連合に支払っているものとなります。

2ページは、第1表歳入歳出予算補正、3ページは、歳入歳出予算事項別明細書になります。

4 ページをご覧ください。

歳入でございますが、1 款 1 項後期高齢者医療保険料は、実績により55万円の増額、3 款 1 項一般会計繰入金も実績により 4 万7,000円の減額。

続いて歳出は5 ページからになりますが、1 款 1 項総務管理費 2 項徴収費はともに財源内訳の変更です。

6 ページ、2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者の移動や変動に伴う実績によりまして50万3,000円の増額です。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同上第3項の規定により報告し承認を求めます。

本日、提出、立科町長でございます。

補正予算書の1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ286万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,518万8,000円とするものです。

令和2年3月31日専決。立科町長。

2 ページ3 ページは、歳入歳出予算補正。4 ページは、歳入歳出予算事項別明細書となります。

2 ページ、失礼しました。5 ページをご覧ください。

歳入ですが、1 款 1 項 1 目第1号被保険者保険料は、実績により153万円の減額です。主な要因としては、被保険者数の減少が上げられます。

4 款 2 項 1 目調整交付金は、主に、施設介護入所者増により438万4,000円の増額。

8 款 1 項 1 目介護給付費繰入金は186万1,000円の減額、2 目その他一般会計繰入金は212万6,000円の減額、3 目低所得者保険料軽減繰入金は、2 万7,000円の減額、4 目地域支援業交付金総合事業分は、主に、訪問型サービスB及び通所型サービスBの利用者減により28万6,000円の減額、5 目地域支援事業交付金、総合事業以外の地域支援事業は、生活支援体制整備事業費と認知症総合支援事業費の減により75万3,000円の減額です。10款諸収入、3 項 1 目負担金は67万円の減額です。

次に、歳出ですが7 ページをご覧ください。

1 款総務費 3 項 1 目介護認定審査会費は、実績による佐久広域連合負担金の52万4,000円の減額、2 目認定調査費では、役務費で主治医意見書作成料の実績により72万6,000円の減、認定調査委託料の実績により48万円の減額です。

2 款保険給付費 1 項 1 目介護サービス等給付費は、主に、居宅介護サービス給付費等の実績により1,043万9,000円の減、2 項 1 目介護予防サービス等給付費は、主に、

居宅予防福祉用具購入費補助金等の減により149万9,000円の減、5項1目特定入所者介護サービス費は198万9,000円の減額です。

9ページをご覧ください。

3款地域支援事業費です。1項1目包括的支援事業費は、財源内訳の補正、2目任意事業費は、主に、配食サービス委託料の実績により121万6,000円の減、4目生活支援体制整備事業費は、主に、生活支援コーディネーター委託料及び立科づくりの会に係るものですが、全般的に経費節約に努めたほか、コロナの影響で実施できなかった事業等があり194万円の減額、5目認知症総合支援事業費は、困難な事例が無かった等により46万5,000円の減額です。

2項1目介護予防生活支援サービス事業費は、実績により45万4,000円の減額です。

11ページ、予備費は1,686万3,000円の増額ですが、これは国・県費を当年度概算で受領していることによるものでございまして、翌年精算で返還等の可能性もございません。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**議長（森本信明君）** これから質疑を行います。

日程第10 承認第5号専決処分の承認を求めることについて、令和元年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑のある方の発言を許します。

質疑ありませんか。8番、村田君。

**8番（村田桂子君）** 7ページでお願いします。

災害臨時特例補助金で1万4,000円分が国庫支出金はプラスされているんですが、これは被災者の医療費分の減額というか、追加されたというふうに感じたんですけど、この場合は、被災地、被災者であることが証明されれば、医療費の分が全額無料になるというふうに考えていいものでしょうか。

それとも無料ではなくて、3割分の国庫、国の割合という意味でしょうか。ちょっとご説明をお願いします。

**議長（森本信明君）** 萩原町民課長。

**町民課長（萩原義行君）** お答えいたします。

これは認定されれば患者負担分の3割がこれらの国庫で補填、国庫補助となるということございまして、患者負担は免除ということでございます。

以上です。

（「何名分ですか」という声）

**町民課長（萩原義行君）** 3世帯分です。

**議長（森本信明君）** ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

**議長（森本信明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

**議長（森本信明君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の採決をします。

お諮りします。本件は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

**議長（森本信明君）** 異議なしと認めます。したがって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、令和元年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は承認することに決定しました。

日程第11 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、令和元年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。

〔（なし）の声あり〕

**議長（森本信明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

**議長（森本信明君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

**議長（森本信明君）** 異議なしと認めます。したがって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、令和元年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は承認することに決定しました。

日程第12 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、令和元年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。8番、村田君。

**8番（村田桂子君）** 介護保険の収入についてお伺いします。これまで国保と後期高齢などは、保険料が見込みよりも多いということで増額補正されていました。ところが介護保険は、153万円の減額補正になっています。

理由を数が減ったということの説明されました。4ページでそのことがわかるんですけど、5ページのところ見ますと、保険料の収入で特別徴収については増額になっていますが、普通徴収、これは納付書で納付するんですね。これは271万円の減額になっています。

これは、主に、普通徴収の方が大変な減額になっているということなんですが、人

数分にはどのくらいなのかということと、そこに普通徴収になる方は、私の認識では大変所得の低い方たちが納付書によって納付するという、あるいは、まだ65歳になって間もなく特別徴収の体制が整わない方が対象になると認識しているのですが、この271万円の減額の主な理由は何でしょうか。

議長（森本信明君） 萩原町民課長。

町民課長（萩原義行君） お答えいたします。

まず、特別徴収が93万1,000円増額になっておりますのは、こちらが普通徴収から特別徴収に移行された方の分です。ですから、普通徴収のマイナス分の中に特別徴収の増額分が含まれているということになります。

要因といたしましては、複合的な要因がありますので一概には申せませんが、主に人口、被保険数の減少によるものであるということで、全体といたしまして、年度末で前年に比べまして24人程被保険者が減っていると、このことが保険料の減につながっているのではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 8番、村田君。

8番（村田桂子君） 今の説明で少しわかったんですけど、24人減っているということで、普通徴収の方の分が減っているんだということなんですが、先ほど申しあげましたように介護保険の場合は大変低い段階の皆さんが普通徴収になっていますよね。

その階層のというか、低い所得の方たちの死亡の割合が高かったということで理解していいでしょうか。

議長（森本信明君） 萩原町民課長。

町民課長（萩原義行君） 全体の傾向としては、そのようなことになるかと思えます。以上です。

議長（森本信明君） ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

議長（森本信明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

議長（森本信明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採択をします。

お諮りします。本件は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

議長（森本信明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、令和元年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）は承認することと決定しました。

◎日程第13 承認第8号～日程第15 承認第10号

**議長（森本信明君）** 日程第13 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて、令和元年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号）から日程第15 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて、令和元年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原英男君 登壇〉

**建設環境課長（篠原英男君）** それでは承認第8号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同上第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

令和元年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ897万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億783万8,000円とするものでございます。

4 ページをご覧ください。

歳入では、2款使用料及び手数料1目下水道使用料については397万4,000円の増額でございます。これは実績によるものでございます。

5款繰入金1目一般会計繰入金については1,294万4,000円の減額でございます。

6 ページをご覧ください。

歳出では、1款下水道費1項下水道管理費1目下水道等管理費については、11節需用費、12節役務費等の実績により、合わせて760万3,000円の減額でございます。

8 ページをご覧ください。

2目コミプラ等管理費については、11節需用費、12節役務費等の実績により137万円の減額でございます。

3目茂田井地区管理費については、財源内訳の変更でございます。

9 ページをご覧ください。

2款公債費2目利子については、実績による4万3,000円の減額でございます。

3款予備費については4万6,000円の増額でございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同上第2項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

令和元年度立科町白樺高原下水道事業特別会計（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,330万7,000円とするものでございます。

4 ページをご覧ください。

歳入では、2款使用料及び手数料1目下水道使用料について110万8,000円の増額でございます。これは現年度分並びに滞納繰越分の実績によるものでございます。

5 ページをご覧ください。

歳出では、1款衛生費1目下水道管理費について、111万円の増額でございます。11節需用費12節役務費等の実績による減額のほか、22節積立金は523万6,000円の増額でございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同上第3項の規定により報告し承認を求めるところでございます。

令和元年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,819万5,000円とするものでございます。

4 ページをご覧ください。

歳入では、2款使用料及び手数料1目下水道使用料について169万5,000円の増額でございます。これは現年度分の実績によるものでございます。

4款諸収入については、白樺湖下水道組合から平成30年度分に係わる負担金の返還金60万6,000円でございます。

5 ページをご覧ください。

歳出では、1款下水道費1目下水道等管理費について343万2,000円の減額でございます。11節需用費、12節役務費等では実績による減額のほか、19節負担金補助及び交付金では実績による諏訪湖流域下水道への維持管理負担金等188万5,000円の減額でございます。

2項公債費、2目利子23節償還金利子及び割引料については、実績による減額でございます。

3款予備費は587万6,000円の増額でございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本信明君） ここで昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。

（午前11時59分 休憩）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第13 承認第8号

議長（森本信明君） それでは、日程第13 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号））について質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号））は承認することに決定しました。

◎日程第14 承認第9号

議長（森本信明君） 日程第14 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第2号））についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第2号））は承認することに決定しました。

◎日程第15 承認第10号

**議長（森本信明君）** 日程第15 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））について質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））は承認することに決定しました。

◎日程第16 報告第1号～日程第17 報告第2号

**議長（森本信明君）** 日程第16 報告第1号 専決処分事項の報告について及び日程第17 報告第2号 令和元年度立科町一般会計繰越明許費の報告についてを一括議題とします。本件について報告を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、報告願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

**総務課長（齊藤明美君）** 報告第1号 専決処分事項の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

本日提出、立科町長。

次のページは専決処分書になります。1件100万円以下の損害賠償額の決定につきましては、町長が専決処分できる事項となっております。この損害賠償額の決定について1件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告を申し上げます。

専決処分書をご覧ください。

損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項により、議会において指定された事項について次のとおり専決処分する。

令和2年3月30日、立科町長。

1、損害賠償の額、1万1,242円。

2、損害賠償の相手方につきましては、ご覧のとおりでございます。

3、事故の概要でございます。

令和2年2月17日午前6時50分頃、町道白樺湖大門峠線において、道路の陥没部分に自動車の左前輪タイヤが落ち、タイヤを破損させた物損事故でございます。

報告については以上でございます。

続きまして、報告第2号 令和元年度立科町一般会計繰越明許費の報告について、ご説明させていただきます。

下記の11事業につきましては、令和元年度内に事業完了しないため、令和2年度に繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

2款総務費では、移住定住促進事業新築住宅補助金について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により年度内に事業完了が困難であることから、1件分50万円。

3款民生費では、プレミアム付商品券事業の商品券換金及び支払い業務について、繰越額20万5,000円。

以下、5款農林水産業費森林造成事業から10款災害復旧費観光施設災害復旧事業までの9事業につきまして、令和元年度台風19号豪雨災害に伴う継続事業でございます。

本日提出、立科町長。

以上で、繰越明許費の報告を終わります。

◎日程第18 報告第3号～日程第19 報告第4号

**議長（森本信明君）** 日程第18 報告第3号 令和元年度立科町下水道事業特別会計繰越明許費の報告について及び日程第19 報告第4号 令和元年度立科町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを一括議題とします。

本件について報告を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、報告願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

**建設環境課長（篠原英男君）** 報告第3号 令和元年度立科町下水道事業特別会計繰越明許費について報告します。

令和元年度汚水ポンプ緊急交換工事について、令和元年度中に工事が完了しないため、繰越明許費により全額を本年度に繰越しいたしました。地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

次に、報告第4号 令和元年度立科町水道事業会計予算繰越計算書について報告します。

令和元年度温井水源擁壁工事について、令和元年度中に工事が完了しないため、予算繰越しにより全額を本年度に繰越しを行いました。地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものです。

説明は以上であります、よろしくお願ひします。

◎日程第20 議案第31号～日程第22 議案第33号

**議長（森本信明君）** 日程第20 議案第31号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第22 議案第33号 立科町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてまでの3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願ひます。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

**総務課長（齊藤明美君）** 議案第31号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日提出、立科町長。

この条例は、消防団員等に係る損害補償について規定をしております。損害補償の額やその内容につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令により規定されております。具体的な俸給月額等は給与法を参考に定められていますのでございます。この給与法の一部改正が昨年11月に行われたことから、損害賠償の額の算定基礎となる補償基準額の改正を行うものであります。併せまして、民法に規定される法定利率が変動制導入に改正されたための所要の改正が主な内容でございます。

まず、第5条第2項第1号中、死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日、または診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日、もしくは診断によって疾病の発生が確定した日を事故発生日とすることで、以下の条文を簡潔にするものでございます。

第2号では、消防作業従事者等の補償基準額を8,900円に改めます。附則第3条の4中、法定利率として100分の5としていたものを、単に事故発生日における法定利率といたします。

第5条関係の別表において、各階級に係る勤務年数ごとの補償基礎額をそれぞれ改めるものでございます。

附則として施行期日は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものとし、経過措置として、施行日前に支給すべき事由の生じた前日間の期間に係る傷病補償年金等につきましては、改正前の例によるものといたします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしく願ひいたします。

続きまして、議案第32号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

この条例改正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る法律の改正に合わせて改正をいたします。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部改正する省令が、令和2年4月30日にそれぞれ公布され施行されたことに伴うものでございます。

まず、第1条の改正は、附則第10条では法律の改正に合わせて読替規定となります。

附則第10条の2については、第20項を追加し、改正法の附則に追加となった第62条で規定する新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性向上特別措置法の規定による中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税を軽減することを可能とする特例措置、いわゆる、わがまち特例の適用対象に拡充されたため、当該家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を条例において零と定めるものでございます。

併せて、附則第15条の2では、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限が6か月延長され、令和3年3月31日までに取得したものが対象となります。

次に、附則2第23条として、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等を追加し、第9条徴収猶予の申請手続第7項及び第8項の規定と、第10条徴収猶予の取消しの規定を準用するものとしております。

次に、第2条につきましては、附則第10条関係で法改正により引用する条項の改正のほか、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の公布に伴い、第24条では、所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、イベント等の行事を中止した事業者に対する払戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の適用の規定。

続いて裏面、第25条では、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、令和2年12月末までに入居できなかった場合でも一定の要件を満たした場合には、13年間の控除期間が適用されるよう、期間延長をするための規定をそれぞれ附則に追加するものでございます。

附則として施行期日を第1条が公布の日から、第2条が令和3年1月1日からと定めます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第33号 立科町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

今回の改正は、第6条第2項で引用している法律が「行政手続等における情報通信

の技術の利用に関する法律」から「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められたことに伴う改正であり、法律の改正に伴い条項についても法律に合わせ整理をしたものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎日程第23 議案第34号～日程第26 議案第37号

**議長（森本信明君）** 日程第23 議案第34号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第26 議案第37号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてまでの4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

**町民課長（荻原義行君）** 議案第34号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町手数料徴収条例（昭和36年立科町条例第26号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

これは、通称デジタル手続法の制定に伴い住民基本台帳法が改正され、住民票の除票、戸籍附票の除票の謄本または抄本の交付について制度化され明記されたことに伴い、手数料を加えること。また、同じくデジタル手続法の制定に伴い略称番号利用法が改正され、マイナンバー通知カードが廃止されることに伴い、手数料を削ること。今後は通知カードに代わり、単に文書としての通知が送付されることとなります。加えて、住基カード導入前に町独自で交付していた町民票については現在運用していないため、手数料から削るものです。

なお、適用期日の令和2年5月25日は国の施行期日に合わせてある日付となっております。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第35号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町国民健康保険条例（昭和50年立科町条例第36号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

これは傷病手当金に関する規定で、給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われた場合、療養のため労務に服することができないときに一定の基準に従い支給されるものです。対象期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から最長1年6か月で、1日当たりの支給額はそれまでの日額の3分の2です。令和2年1月1日に遡って適用されます。支給額の全部について、特別調整交付金により国から財政支援されることとなっています。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第36号 立科町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町後期高齢者医療に関する条例（平成20年立科町条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

これは、先ほどの議案35号と同様の趣旨と基準により、傷病手当金の支給について長野県後期高齢者医療広域連合が定めたことに伴い、その申請書の提出について、町で受付することを規定するものです。適用期日の令和2年4月27日は、長野県後期高齢者医療広域連合においてこの日から施行しているという日付と合わせてあるものです。

以上でございますが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第37号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町介護保険条例（平成12年立科町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

これは、介護保険法施行令の一部改正により低所得者の保険料軽減強化が図られ、令和2年度において、保険料段階の第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するため条例の一部を改正するものです。

まず、適用年度を平成31年度から令和2年度までとありますのを令和2年度に改め、保険料を第1段階を2万2,700円、第2段階を3万7,800円、第3段階を5万3,000円ということにするものです。

説明は以上になります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第27 議案第38号

議長（森本信明君） 日程第27 議案第38号 令和2年度立科町一般会計補正予算（第3号）  
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第38号 令和2年度立科町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

予算書1ページをご覧ください。

令和2年度立科町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,395万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億7,365万6,000円とするものでございます。

本日提出、立科町長。

2ページからは第1表歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正は、地方債の追加補正でございます。起債の目的、限度額は学校教育施設等整備事業で1,530万円。過年単独災害復旧事業で1,100万円です。

起債の方法は証書借入または証券発行、利率は4.0%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率となります。償還の方法は政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

学校教育施設等整備事業につきましては、小中学校の職員室ほか空調設備設置工事に伴う起債の借入れ、過年単独災害復旧事業につきましては、令和元年台風19号被害による権現山グラウンド西側のり面復旧工事に伴う起債の借入れとなります。

6ページ、7ページは歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

8ページをお願いいたします。

歳入について、主な補正について説明をいたします。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、戸籍法の一部改正及びデジタル手続法戸籍改修に伴うシステム整備に係る補助金の確定により1,119万6,000円。地方創生推進事業経費の財源として地方創生推進交付金の内示に伴い1,045万3,000円。

9目教育費国庫補助金は、小中学校の空調設備設置に伴う学校施設環境改善交付金でございます。また、3節教育総務費補助金13万2,000円は、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休校に伴う給食材料キャンセルで発生した違約金に対する補助金となります。

16款県支出金 1 項県負担金では、森林税を活用した観光地等魅力向上森林景観整備事業補助金で198万円。河畔林整備事業補助金270万円を計上いたしました。

19款繰入金 2 項基金繰入金 3 目海外交流事業基金繰入金で、今年度計画をしておりましたオレゴン市中学生派遣事業の中止に伴い皆減といたしました。

20款繰越金では、前年度の繰越金について、今回の補正予算に伴い2,000万円の増額を見込みました。

10ページをお願いいたします。

21款諸収入 4 項雑入は、今年度採択となりましたコミュニティー助成事業 1 件250万円。

22款町債は、2 表地方債補正で追加の説明をいたしました内容のとおりでございます。

11ページからは歳出になります。なお、4 月 1 日付の人事異動等に伴う人件費の補正につきましては、各款において計上をしております。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費では、町長交際費で職員弔慰金の増額補正です。

12ページをお願いいたします。

5 目企画費では、企画一般経費39万6,000円の減額は、今年度の機構改革に伴い委員等報酬及び調査委託料を建設環境課所管である 4 款衛生費へ科目変更をいたしました。町づくり事業経費250万円は、コミュニティー助成事業で茂田井区の大型遊具整備事業の採択に伴う 1 件分でございます。地方創生推進事業経費1,988万5,000円は、これまで町が取り組んできましたテレワーク事業について、さらなる受注拡大を目指し、営業力の強化や先進自治体との連携強化等を目的として、地方創生推進交付金を活用して進める事業経費でございます。

9 目ふるさと寄附金事業費は、今年度導入した新規ポータルサイトの受納者データを管理するためシステム改修費40万円を計上いたしました。

13ページ、3 項戸籍住民基本台帳費では、電算委託料で戸籍法の一部改正及びデジタル手続法に係る戸籍情報システムの改修経費でございます。

14ページ、3 款民生費 2 項児童福祉総務費 1 目児童福祉総務費では、児童手当でマイナンバー情報連携整備事業システム改修に伴う電算の委託料です。

2 目子育て支援費18節補助金は、組織改編に係る当初予算編成時の錯誤により 3 目保育所費へ予算科目の訂正を行いました。

17ページをお願いいたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 4 目環境衛生費では、先ほど説明をいたしました組織改編に伴う所管変更により企画費より変更となっております。

18ページ、5 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費では、議事録の作成に伴う業務委託料19万8,000円の計上。

3目農業振興費では、ワイン用ブドウ栽培支援事業で新規分として2件分を見込み120万円を計上いたしました。

19ページ、2項林業費2目林業振興費では、観光地等魅力向上森林景観整備事業補助金を活用し、町道夢の平線沿いの森林整備を計画いたしております。

21ページをお願いします。

7款土木費3項河川費では、牛鹿川の河畔林整備事業320万円を計上いたしました。

22ページ、5項下水道費では、特別会計補正予算に伴い繰出金242万7,000円の減額となります。

8款消防費では、当初で予定をしておりました山部地区の防火水槽改修工事につきまして設計業務を進めていたところ、内部の劣化が激しく同時に改修の必要が生じたための増額補正でございます。

23ページ、9款教育費1項教育総務費2目事務局費では、教育振興経費で蓼科高校創立120周年記念事業が本年度中止となったため、補助金で100万円を減額し、21節保証、補填及び賠償金では、新型コロナウイルス感染症対策により、学校の休校により発生した給食食材の違約金として40万円を計上いたしました。

24ページ、2項小学校費及び3項中学校費では、学校施設環境改善交付金の交付決定に伴い、職員室、事務室等の空調設備を設置するものでございます。

4項社会教育費では、今年度オレゴン市への中学生派遣事業の中止により、姉妹都市委員会負担金を皆減いたしました。

6項施設管理費では、定期点検結果で使用不可となっております風の子広場の遊具、ターザンロープでございますが、こちらの修繕料として132万円、また、風の子広場の隣接地で、現在借用地である土地所有者より譲渡の申出があり、今後の公園維持に有効活用するため用地買収費を計上いたしました。

26ページをお願いいたします。

10款災害復旧費は、社会教育施設災害復旧費で修繕料は台風19号災害による運動公園キャンプ場のフェンス修繕費40万7,000円のほか、運動公園西側のり面復旧工事費1,100万円を計上いたしました。

歳入歳出の差額39万5,000円は予備費で調整をいたしました。

27ページ以降は給与費の明細書になります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第28 議案第39号

**議長（森本信明君）** 日程第28 議案第39号 令和2年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 議案第39号 令和2年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ918万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,715万3,000円とするものがございます。

本日提出、立科町長、でございます。

2 ページは歳入歳出予算補正、3 ページは歳入歳出予算事項別明細になっております。

4 ページをご覧ください。

歳入になります。

3 款県支出金 2 項 1 目保険給付費等交付金のうち、傷病手当金支給見込みに伴う増額が105万6,000円、保険事業増額分が200万円です。

5 款 2 項基金繰入金は、調整による増額です。

7 款 2 項雑入は、令和元年度の精算金ですが、国保連合会から一旦歳入とし、同額を歳出で県へ支出するものです。

5 ページから歳出になります。

2 款 6 項 1 目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に係るもので、一定の算式に当てはめたものです。

4 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費は200万円の増額で、特定健診受診率を向上させるための各種データリスト作成委託料で、全額特別調整交付金が充当されます。

6 款 1 項償還金及び還付加算金は、令和元年度精算金で、同額を国保連合会から歳入し県へ支出するものとなります。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第29 議案第40号～日程第30 議案第41号

議長（森本信明君） 日程第29 議案第40号 令和2年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について及び日程第30 議案第41号 令和2年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第40号 令和2年度立科町下水道事業特別会計補正予算

(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ242万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,711万3,000円とするものがございます。

4ページをご覧ください。

歳入ですが、5款繰入金の1目一般会計繰入金を242万7,000円減額いたします。

歳出ですが、1款下水道費1目下水道等管理費については、会計年度任用職員へ移行による減額です。

3目茂田井地区管理費については、会計年度任用職員へ移行による科目変更でございます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第41号 令和2年度立科町水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出第2条、令和2年度立科町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものがございます。

第51款水道事業費第1項営業費用について、374万9,000円増額し2億5,646万8,000円とし、第4項予備費を374万9,000円減額し1,300万2,000円といたします。

議会の議決を経なければ流用できない経費第3条を職員給与費1,897万6,000円を2,240万円に改めます。

2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出第4条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,445万1,000円を1億6,496万8,000円に、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金1億6,445万1,000円を1億6,496万8,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものがございます。

第71款資本的支出第1項建設改良費について、51万7,000円増額し1億3,027万7,000円といたします。

3ページをご覧ください。

収益的支出ですが、1項営業費用2目配水及び給水費2節給与費について、職員人事異動により374万9,000円を増額いたします。

4項予備費については374万9,000円の減額でございます。

次に資本的支出ですが、1項建設改良費2目配水施設改良費1節工事請負費では、下村橋水管橋修復工事費51万7,000円の増額でございます。

5ページは令和2年度立科町水道事業予定キャッシュフロー計算書(税抜き)とな

っております。

6 ページ以降は給与費明細書並びに手当の状況となっておりますので、ご覧ください。

以上でございますが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第31 陳情第3号

**議長（森本信明君）** 日程第31 陳情第3号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書は、上程をいただきましたが、ご意見をお持ちの方は質疑の際にお願いいたします。また、審査については、質疑終了後所管の委員会に付託する予定であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。ご苦労さまでした。

なお、この後、午後2時30分からこの議場において全員協議会を開催しますので、関係者はお集まりください。ご苦労さまでした。

（午後2時17分 散会）